

妊娠から子育て期の

支援をします

1. 子育て日用品助成券支給事業

1歳未満のお子さんのいる保護者を対象に、町で指定する取扱店で、子育て日用品(紙おむつ・粉ミルク)を購入することができ「子育て日用品助成券」の支給を行っています。

2. 不妊治療費助成事業

「千葉県特定不妊治療費助成事業」の承認決定を受けている方に対し、治療を開始した特定不妊治療の医療費の一部を助成しています。

3. エンゼルヘルパー派遣

妊娠期から1歳未満のお子さんのいる家庭で、昼間に日常生活の援助者がいない方へヘルパーを派遣し、家事の負担を軽減します。

4. 子育て用品リサイクル事業

まだ使える「子育て用品」を譲りたい人、譲ってほしい人の情報を健康づくりセンター「プラム」内に掲示しています。

詳しくは、健康子ども課へお問い合わせください。

申問健康子ども課 ☎(82)3400



避難行動要支援者名簿へ登録を

町では、災害時に自力で避難することが困難な高齢の方や障害のある方などに、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で素早く、安全に行われる体制づくりを進めるため、避難支援を希望される方の登録を行っています。

◎対象者はどのような方ですか？

- ①65歳以上でひとり暮らしの方または65歳以上の方だけで構成する世帯
- ②介護保険における介護認定を受けていて、要介護3以上の方
- ③身体障害者手帳の交付を受けていて、障害の程度が1級、2級または3級の方
- ④療育手帳の交付を受けていて、障害の程度が^アまたはA判定の方
- ⑤精神障害保健福祉手帳の交付を受けていて、障害の程度が1級の方
- ⑥指定難病の治療を受けている方
- ⑦前記に準じる状態にある方

※病院へ長期間入院している場合や、施設へ入所している方は対象になりません。

※①または②に該当する方には、4月中に登録申請書を郵送しますので、必要事項を記入のうえ返信してください。③から⑥に該当する方は、2月に送付した登録申請書を返信してください。

◎どのように活用するのですか？

情報提供の同意をいただいた方は、避難支援等関係者(消防・警察・民生委員・行政総務員・社会福祉協議会・自主防災組織)へ提供し、日ごろから、見守り等に役立てていただきます。なお、これらの方々は、法律により守秘義務が課せられていますので、情報の流出はありません。

◎登録すれば、必ず支援してもらえるのですか？

災害発生時には、誰でも被災者となりえます。

支援は、避難支援者の任意の協力によるものですので、法的な責任や義務を負うものではありません。

問福祉課社会福祉班 ☎ 84-1257

